

■議会基本条例改正案

1. 議長の活動原則、議長秘書について ※第2章 第7条及び第8条を追加する

第2章 議長の活動原則

(議長の活動原則)

第7条 議長は、誠実かつ公正な職務遂行に努めるとともに、効果的かつ効率的な議会運営を図るよう努めなければならない。

2 前項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合に準用する。

(議長秘書)

第8条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第4号の規定に基づき、市議会議長の専任の秘書1人の職を特別職として指定する。

2. 議会事務局の人事について ※第34条に第3項及び第4項を追加する

(議会事務局)

第34条 議会は、議員の政策立案機能及び政策提言機能を高めるため、議会事務局の機能強化及び組織体制の充実に努めるものとする。

2 議会事務局職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心がけ、行動するものとする。

3 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとする。この場合において、市長は、議会事務局の職員人事に関して、あらかじめ議長と協議しなければならない。

4 議長は、専門的な知識経験等を有する者を議会事務局職員として任免する等、議会事務局体制の充実を図ることができる。